

# 岐阜県知事許可に係る 建設業許可 Q&A

岐阜県県土整備部技術検査課  
(令和6年12月)

## 建設業許可 Q & A 目次

1	建設業許可全般について	3
2	建設業許可申請等について	7
3	建設業許可の要件について	9
4	その他許可関係書類について	13
5	社会保険の加入について	16
6	解体工事業許可について	17
7	建設業許可・経営事項審査の電子化について	20
8	建設業許可に係る事業承継・相続について	23

## 1 建設業許可全般について

### Q 1-1

建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？

### A 1-1

建設業の許可が必要となるのは下記の場合です。

- 建築一式工事で木造住宅の場合は、工事1件の請負契約が1,500万円以上で、かつ、延べ面積150平方メートル以上の場合
- 建築一式工事で木造住宅以外の場合は、工事1件の請負契約が1,500万円以上の場合
- 建築一式工事以外の工事で、1件の請負契約が500万円以上の建設工事を施工する場合

いずれの場合も消費税及び地方消費税を含めた額で判断します。

上記に満たない請負金額の工事は軽微な工事として、建設業許可がなくても請け負うことができます。また、軽微な工事であっても、次の工事を施工する場合は、行政庁へ登録する必要がありますのでご注意ください。

- 浄化槽の設置工事を行う場合 ⇒ 浄化槽工事業者登録  
登録先(岐阜県内の事業者:各土木事務所  
岐阜県外の事業者:岐阜県技術検査課)
- 解体工事を行う場合 ⇒ 解体工事業者登録  
登録先(岐阜県内の事業者:各土木事務所  
岐阜県外の事業者:岐阜県技術検査課)
- 電気工事を行う場合 ⇒ 電気工事業者登録  
登録先(岐阜県:岐阜県消防課)

### Q 1-2

浄化槽工事のみを行う場合、浄化槽法による浄化槽工事業者の登録を受けていれば建設業の許可は受けなくてよいのですか？

### A 1-2

浄化槽工事、解体工事、電気工事など他の法令で登録制度が設けられているものも建設業法の対象であり、500万円以上の工事を請け負う場合は建設業の許可が必要となります。

### Q 1-3

建築工事業者の許可を取得すれば、建築系工事ならどんな工事も請け負えるのですか？

### A 1-3

建築工事業者の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500万円以上の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。(土木工事業者も同様)

例:「A邸外溝工事」は「とび・土工工事」に該当し、建築工事業者の許可のみでは請け負えません。

**Q 1-4**

「土木一式工事（土木工事業）」や「建築一式工事（建築工事業）」とはどのようなものですか？

**A 1-4**

「一式工事」とは、原則元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）です。

※下請工事については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われま

す。なお、一括下請は、公共工事及び一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）においては全面禁止、その他の民間工事においては、発注者による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

**Q 1-5**

「土木一式工事（土木工事業）」や「建築一式工事（建築工事業）」の許可を受けていれば、単独で「専門工事」（鋼構造物工事や内装仕上工事など）を請け負うことはできますか？

**A 1-5**

「一式工事」の許可を受けていたとしても、各専門工事の許可を受けていない場合は、500万円以上（税込）の専門工事を単独で請け負うことはできません。

例えば、建築一式工事（建築工事業）の許可を受けていても単独で500万円以上（税込）の内装工事を請け負う場合は内装仕上工事業の許可が必要となります。

**Q 1-6**

「建築一式工事（建築工事業）」の許可のみを受けている事業者が、建物の新築工事を請け負った場合、その中に含まれる内装工事（500万円以上）に対して、別途内装仕上工事業の許可が必要となりますか？

**A 1-6**

建物の新築工事は、建築一式工事となりますが、これを元請として請け負う場合、その中に含まれる専門工事の許可は必要ありません。

しかし、これらを実際に施工する場合は、それぞれの専門工事に主任技術者の資格を持った「専門技術者」を置くことが必要です。

当該内装工事（税込500万円以上）を下請に出す場合は、当該下請業者は、内装工事の許可が必要となります。

**Q 1-7**

機器等の保守点検や道路の除雪は建設工事といえますか？

**A 1-7**

建設工事は建設業法で29種類に分けて掲げられており、その内容が建設省告示等で示されています。

単なる保守・点検や除雪・除草、融雪剤散布、土砂運搬等は建設工事といえません。

**Q 1-8**

令3条の使用人とは誰のことですか？

**A 1-8**

法人等の代表権者から見積や契約締結、入札参加等の委任を受けている、支店や営業所の代表者(支店長や営業所長等)及び支配人を指します。

令3条の使用人は、役員等と同様、建設業法第8条に規定する欠格要件に該当しない者でなければなりません。

**Q 1-9**

建設業法上、申請の必要な営業所とはどういった営業所ですか？

**Q 1-9**

建設業法上の営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所をいいます。

請負契約の見積、入札、契約締結など、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所のことです。また、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合にも、この営業所に当たります。単なる事務・連絡に係る業務を行うだけの事務所はこれには該当しません。

**Q 1-10**

岐阜に本社が、名古屋に工場がありますが、名古屋工場は鉄筋製造のみの作業場であり、建設工事に係る契約や伝票管理等はすべて岐阜本社で行っています。

名古屋工場は営業所となりますか？

**Q 1-10**

名古屋工場が鉄筋製造のみを行い、建設業に関する行為(見積、入札、契約等)を一切行わないのであれば、営業所には該当しません。

なお、その場合、建設業法上の営業所は岐阜本社のみなので、大臣許可ではなく岐阜県知事許可となります。

**Q 1-11**

主たる営業所においては、許可を受けた全業種の営業を行わないといけないのですか？

**A 1-11**

必ずしもそうではありません。

例えば、土木工事業と建築工事業の許可を持っている会社が、東京本社で土木工事業を、大阪支社で建築工事業を行うといったことも可能です。ただし、その場合においても、経營業務管理責任者はすべて本社にいなければなりません。

また、許可を受けた業種のうち、その営業所で営業を行うこととしていないものについては、軽微な工事を含め一切の営業を行うことができません(上記の例では、東京本社で建築工事業の請負は一切できません)。

**Q 1-12**

同一の法人で、本社が特定建設業許可を、支社が一般建設業許可を取得することはできますか？

**A 1-12**

建設業許可は事業者ごとに取得するものであるため、同一業種である営業所では特定、ある営業所では一般という形で許可を取得することはできません。

**Q 1-13**

店舗や工事現場に掲げる許可票のサイズや様式はどのようなものですか？

**A 1-13**

建設業法上、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。

なお、許可申請等の際の確認資料として、許可票の写真を求められることがありますが、その際は、許可票が公衆の見やすい場所に掲げてあること、許可票の記載内容について、それぞれ確認できる写真を提出してください。

**Q 1-14**

建設業許可には有効期間がありますか？

**A 1-14**

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。

有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。また、許可の更新申請は、期間満了日の3か月前(大臣許可の場合は6か月前)から受け付けています。

期間満了日の30日前までに申請してください。

なお、許可の更新について特に土木事務所からの連絡はありません。更新を忘れて許可が切れた場合、改めて許可を受ける際は別途新規申請が必要となりますのでご注意ください。

## 2 建設業許可申請等について

### Q 2-1

県知事許可を取得している個人事業主ですが、このたび法人化することになりました。許可は引き継ぎますか？

### A 2-1

令和2年10月1日の法改正により、事前の認可を受けることで、建設業者としての地位を承継することとなり、許可に係る建設業の全部を承継することができるようになりました。

認可された場合、許可番号は被承継人のものを引き続き使用することができ、承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができるようになります。

この際、岐阜県へ申請していただくのは、承継人及び被承継人が共に岐阜県知事許可業者である場合のみとなります。また、認可申請にかかる審査を円滑に実施するため、認可申請が必要となる場合には、承継人の申請窓口の土木事務所へなるべく早くお申し出のうえ、事前に打ち合わせを行うこととしてください。

なお、従来の方法でも申請することが可能です。

※建設業法第17条の2、17条の3参照

#### 【従来の方法】

建設業許可を受けて営業している個人事業主が事業を法人化したときは、新たに法人としての新規の許可申請を行います。また、同時に、個人の許可について廃業届を提出してください。法人の許可番号は新たに付与されますので、個人の許可番号を引き継ぐことはできません。

なお、県知事許可の場合、所定の要件を満たせば経営事項審査の際に当該個人の工事実績（完成工事高・営業年数）を引き継ぐことができますので、事前に申請窓口となる土木事務所にご相談ください。

### Q 2-2

県知事許可を取得している個人事業主の死亡等により長男が事業継承した場合、許可は引き継ぎますか？

### A 2-2

A 2-1 のとおりです。

なお、従来の方法でも申請することができます。

※建設業法第17条の2、17条の3参照

#### 【従来の方法】

前個人事業主の許可については廃業届を提出し、事業継承した長男の新規の許可申請を行います。許可番号は新たに付与されますので、前事業主の許可番号を引き継ぐことはできません。

なお、県知事許可の場合、所定の要件を満たせば経営事項審査の際に当該個人の工事実績（完成工事高・営業年数）を引き継ぐことができますので、事前に申請窓口となる土木事務所にご相談ください。

**Q 2 - 3**

現在一般の許可のみを持っていますが、一般で持っている許可業種すべてを特定に変更し、同時にその他の業種についても特定建設業で新規に許可を取得したいと考えています。その他の業種の追加については、「般・特新規」で扱うのでしょうか、それとも「業種追加」で扱うのでしょうか？

**A 2 - 3**

「般・特新規」で扱います。同一業種を「一般」→「特定」に変更する般・特新規と、その他の業種について新たに特定建設業で追加する申請を同時に行う場合は、「般・特新規」として扱うものとします。

**A 2 - 4**

許可の更新と合わせて業種追加の申請を行う場合に気をつけることはありますか？

**A 2 - 4**

この場合の申請は、許可の有効期間が十分(知事許可の場合は2か月程度、大臣許可の場合は6か月)残っているうちに窓口にご相談のうえ申請してください。

許可の有効期間の残りが少なくなってから申請を行った場合、更新と業種追加を一つの申請として取り扱うことができなくなり、許可年月日を同一にすることができなくなってしまいますのでご注意ください。

**Q 2 - 5**

申請書の提出部数は何部ですか？

**A 2 - 5**

県知事許可の場合は、正本1部と副本2部をご提出ください。その際、副本は正本の写しで構いません。※副本の会社印の押印は不要(令和3年から)

また、登記されていないことの証明書及び身分証明書については、正本にのみ添付してください(副本に写しを添付しない)。

なお、大臣許可の場合は正本1部と副本1部となります。

**Q 2 - 6**

郵送で申請することはできますか？

**A 2 - 6**

申請書類の提出及び許可通知書等の交付は、窓口での手渡しにより行います。

※郵送でのやりとりは原則として認めておりません。

郵送を希望する場合は、あらかじめ提出先の土木事務所までお問い合わせ下さい。

なお、郵送の場合は返信用封筒を同封して下さい。

(送付時、返信時とも、書留、レターパック等の配達状況が確実にわかる方法として下さい)



### 3 建設業許可の要件について

#### 【経營業務の管理責任者(経管者)・営業所技術者等 共通】

##### Q 3-1

監査役は経管者・営業所技術者等になれるか？

##### A 3-1

監査役とは取締役の職務執行を監査する機関であり、取締役や使用人と兼務できません。

また、建設業法上は「役員」に含まれません。

したがって、監査役の地位にある者は経管者及び営業所技術者等になることはできません。

##### Q 3-2

経管者（営業所技術者等）が入院しました。今のところ退院の目途が立たず、代替りの経管者（営業所技術者等）もすぐには見つかる見込みがありません。どうしたらよいのでしょうか？

##### A 3-2

経管者又は営業所技術者等が不在であれば、許可の要件を満たさないことになるため、建設業の許可を廃業していただくかなければなりません。

なお、建設業の許可がなくとも、A 1-1 のとおり軽微な工事は施工することができますので、建設業の業務すべてを止める必要はありません。

#### 【経管者】

##### Q 3-3

経管者は原則として本社、本店等において職務に従事している者であるべきということですが、本社では建設業を行っていない場合、その本社に勤務しているものでも経管者になれるか？

##### A 3-3

経管者は、建設業に関する経營業務を常時執行する必要があることから、ここでいう「本社、本店」とは、許可を得て建設業を行うとした営業所のうちの主たる営業所をいいます。

##### Q 3-4

経管者の経験は直前ではなく過去の経験でも良いのでしょうか？

また、その場合、どのような証明書類を提出すればよいのでしょうか？

##### A 3-4

過去の経験でも問題ありません。

証明書類は、たとえば法人であれば登記事項証明書(閉鎖謄本)等、個人事業主であれば確定申告書の写し等で行うこととなります。

**Q 3-5**

非常勤取締役の経験は、経管者としての経験として認められますか？

**A 3-5**

認められます。ただし、経營業務の管理責任者として申請時において「常勤」であることが必要です。

**【営業所技術者等】****Q 3-6**

他の会社からの出向社員を営業所技術者等とすることができるのでしょうか？

**A 3-6**

出向社員であっても、常勤性及び専任性が確認できれば営業所技術者等として認められます。

ただし、出向社員は工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。

**Q 3-7**

建設業許可を持っていない事業者で従業員として務めた実務経験は、営業所技術者等の実務としてカウントできますか？

**A 3-7**

その実務経験が許可を受けたい業種の建設工事に係る経験であれば、その事業者が許可業者である必要はありません。

**Q 3-8**

実務経験とは単に労務のみを提供した経験、たとえば土工とか建設工事の雑務等に従事した経験も含まれますか？

**A 3-8**

建設工事に関する技術経験であれば、実務経験として認められます。

したがって、たとえば土工として実際に建設工事の施工に携わった経験、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験等は実務経験に参入できますが、工事現場の単なる雑用は経験年数には含まれません。

なお、実務の経験には、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。

**Q 3-9**

過去10年間、大工工事をしながら屋根工事にも携わっていた場合、10年間の実務経験で大工工事と屋根工事2業種の営業所技術者等となれますか？

**A 3-9**

認められません。

建設業法第7条第2号ロの場合、1業種10年の実務経験を要します。

2業種であれば20年間の経験が必要です。

ただし、建築一式→大工、土木一式→とび・土工等実務経験の振替が一部認められています。

(建設業法第7条第2号(ロ)の実務経験要件の緩和)

営業所の営業所技術者等になろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験を合わせて12年以上(営業所技術者等になる業種については8年以上必要)有していれば、下記(A)(B)においてのみ実務経験の振替が認められ、営業所技術者等になる資格を有しているものとして取り扱います。

(A)一式工事から専門工事への実務経験の振替えが認められるもの

- ・「土木一式」 ⇒ 「とび・土工」「しゅんせつ」「水道施設」「解体」
- ・「建築一式」 ⇒ 「大工」「屋根」「内装仕上」「ガラス」「防水」「熱絶縁」「解体」

(B)専門工事間での実務経験の振替えが認められるもの

- ・「大工」 ⇔ 「内装仕上」
- ・「とび・土工」 ⇔ 「解体」

**Q 3-10**

特定建設業の許可の営業所技術者等に必要な「指導監督の実務経験」とは何ですか？

**A 3-10**

「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

同じく指導監督的な地位にあっても、発注者の現場監督員としての経験等は含まれません。

指導監督実務経験で特定建設業の営業所技術者等になる場合には、1件の請負金額が4,500万円以上の元請工事に関して2年以上の指導監督の実務経験が必要です。

なお、指定建設業7業種(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督的な実務経験では営業所技術者等になれません。

**Q 3-11**

実務経験大卒3年+指導監督の実務経験2年で営業所技術者等となる場合、その実務経験期間は重複してもよいのですか？

**A 3-11**

同一業種であれば、「実務経験」と「指導監督の実務経験」は重複可能です。

ただし、A3-10のとおり、1つの期間の経験を複数業種の経験として重複計算することは、「実務経験」についても「指導監督の実務経験」についても不可能です。

## 【請負契約に関する誠実性】

### Q 3-12

許可要件にある「請負契約に関する誠実性」とは何ですか？

### A 3-12

申請者、役員、令第3条の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をす  
るおそれが明らかな者でないことをいいます。

不正行為とは詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為を指し、不誠実な行為とは  
工事内容、工期などに関する請負契約に違反する行為をいいます。

## 【財産的基礎】

### Q 3-13

一般建設業の許可を申請するにあたり、直前決算で自己資本の額が300万円のときは、  
200万円の残高証明又は融資証明があれば「500万円以上の資金を調達する能力を有す  
る」と認められますか？

### A 3-13

認められません。

直前決算で自己資本の額が500万円に満たない場合は、自己資本の額にかかわら  
ず500万円以上の取引金融機関の融資証明又は500万円以上の預金残高証明書によ  
り「500万円以上の資金を調達する能力を有する者」に該当するか判断します。

なお、下記の場合は、添付の省略が可能です。

- ・「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者」  
(許可の更新、業種追加等に係る申請の場合のみ)に該当する場合。
- ・申請の直前決算期における貸借対照表で自己資本の額が500万円以上の場合。
- ・特定建設業の申請の場合。(財務諸表により確認するため)

### Q 3-14

特定建設業の許可を申請するに当たり、直前決算で自己資本の額が4,000万円未満  
のときは、増資により基準を満たすことはできますか？

### A 3-14

自己資本の額については、直前の決算期における財務諸表又は開始貸借対照表で  
判断することとされており、決算後の増資の額をこれに加算することはできません。

直前の決算期における財務諸表上、資本金の額以外の要件を満たしていて資本金  
の額が2,000万円未満の場合は、申請日までに増資を行えば財産的要件を満たすと  
判断されます。

### Q 3-15

特定建設業の許可を受けた後の決算において財産的基礎の基準を下回った場合、許可  
の効力は失われるのですか？

### A 3-15

許可の更新時には基準を満たしていることが必要であり、更新直前の決算において  
基準を満たしていなければ特定建設業の更新許可は受けられませんが、経管者、営業  
所技術者等と異なり、財産的基礎の基準を満たさなくなっても直ちに許可の効力が失  
われるものではありません。

## 4 その他許可関係書類について

### Q 4 - 1

法人設立直後で最初の事業年度が終了する前に新規許可申請をする場合、工事経歴書や直前3年の各事業年度における工事施工金額、財務諸表はどのように記入すればいいですか？また、納税証明書はどのように提出すればよいですか？

### A 4 - 1

工事経歴書については、申請時に工事実績がなければ「実績なし」と記入してください。

直前3年の各事業年度における工事施工金額については、「決算期末到来」と記入してください。

財務諸表については、貸借対照表については法人設立時の貸借対照表(開始貸借対照表)をご作成ください。

その他、損益計算書等については、「決算期末到来」と記入してください。

納税証明書については、決算期末到来として県税事務所から発行してもらうようにしてください。

### Q 4 - 2

業種追加の場合、営業所技術者等の常勤性確認資料は、従前許可を受けていた業種の分まで提出する必要があるのでしょうか？

### A 4 - 2

業種追加のみを行うのであれば、追加する業種についてのみ常勤性を示していただければ結構です。

従前からの業種の分については資料の提出は不要です。

### Q 4 - 3

役員を追加する場合、従前の役員分まで身分証明書等を提出する必要があるのでしょうか？

### A 4 - 3

追加される役員の分のみで構いません。

なお、許可更新申請時には、全役員分の「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」を提出していただく必要があります。

### Q 4 - 4

「登記されていないことの証明書」及び「身分(元)証明書」はどこで手に入りますか？

### A 4 - 4

「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。

「身分証明書」は本籍地を所管する市区町村窓口で発行されますので、各市区町村に直接お問い合わせください。

**Q 4-5**

昭和 59 年以前に取得した「2 級土木施行管理技士」は、現在の種別(土木・鋼構造物塗装・液注入)のうちどれに該当しますか？

**A 4-5**

昭和 59 年 8 月建設省告示第 1254 号により、2 級資格に「土木」の外に「鋼構造物塗装」「薬液注入」が加わりました。

したがって、昭和 59 年以前の技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、2 級土木施工管理技士「土木」としての取扱いとなります。

**Q 4-6**

平成 28 年 6 月 1 日より、技能検定「とび・土工・コンクリート圧送施工」の有資格者コード「73」が「とび・土工」の「57」と「コンクリート圧送施工」の「73」に分かれました。

登録済みの「とび・とび工」の技術者について有資格者区分変更の届出は必要ですか？

**A 4-6**

「とび・とび工」と「コンクリート圧送施工」のいずれの資格でもとび・土工工事業の技術者になれるため、有資格者区分変更の届出は必要ありません。

平成 28 年 6 月 1 日以降新規に届け出る方についてのみ、「とび・とび工」と「コンクリート圧送施工」を区別します。

**Q 4-7**

工事経歴書の記載方法について、経営事項審査を受ける際の工事案件の特定のため、できるだけ具体的に記載したいのですが、発注者が法人である場合や施設名称に個人名が出ない場合は、イニシャル表記等にせず、そのまま記載してよろしいでしょうか？

**A 4-7**

「個人の氏名」以外はそのまま記載していただいて構いません。

**Q 4-8**

事業年度終了届は、更新のときにまとめて提出してはいけませんか？

**A 4-8**

事業年度終了届は、毎事業年度終了後 4 か月以内にご提出いただくことが建設業法において義務付けられていますので、必ず毎事業年度終了毎に提出をお願いします。

**Q 4-9**

令和 4 年 10 月 15 日に大臣許可から岐阜県知事許可に許可換えしました。

令和 4 年 9 月 30 日決算の事業年度終了届は大臣許可、岐阜県知事許可のどちらとして提出すればよいのでしょうか？

**A 4-9**

事業年度終了届は、提出日時点の許可行政庁に対して、その時点の岐阜県知事許可業者としての必要書類を所管の土木事務所に提出してください。

**Q 4-10**

建設業許可の廃業届を提出した場合、会社も精算しなければならないのでしょうか？  
また、自主廃業後、再度許可申請をすることはできますか？

**A 4-10**

廃業届は、いわば建設業の許可を返上するための届出であり、建設業の事業自体を止めるための届出ではありませんので、会社の清算は必要ありません。

廃業届提出後であっても、軽微な工事のみを請け負う形であれば事業を続けることができます。

また、自主廃業後、再度許可申請をすることは可能です。

**Q 4-11**

許可通知書を紛失した場合は再発行できますか？

**A 4-11**

再発行はできません。

必要な場合は許可証明書を発行しますので、県知事許可の場合は各土木事務所へ申請してください。

## 5 社会保険の加入について

### Q 5 - 1

平成 24 年 11 月 1 日より社会保険・雇用保険の加入状況を提出することになりましたが、社会保険・雇用保険に加入していなければ建設業許可を取得することができないのでしょうか？

### A 5 - 1

令和 2 年 10 月 1 日の法改正により、適切な社会保険等に加入していることが必要となりました。

適切な社会保険等への加入として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、それぞれ適正に加入する必要があります。

- (1) 健康保険及び厚生年金保険は、法人の事務所（営業所）及び個人経営で常時 5 人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。
- (2) 雇用保険は、労働者を 1 人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

### Q 5 - 2

社会保険・雇用保険の加入義務の有無については、どこに問い合わせればわかりますか？

### A 5 - 2

社会保険については年金事務所、雇用保険についてはハローワークになります。それぞれ最寄りの機関にお尋ね下さい。

### Q 5 - 3

健康保険については建設国保でも認められますか？

### A 5 - 3

健康保険被保険者の適用除外の承認を受けて建設国保に加入している場合は、健康保険の適用除外承認書(写し)又は適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書を提出してください。

### Q 5 - 4

社会保険・雇用保険の加入状況は、変更があれば毎事業年度終了後 4 か月以内に提出することですが、加入状況に変更がなくても従業員数に変更があれば提出しなければならないですか？

### A 5 - 4

様式第 7 号の 3 「健康保険等の加入状況」は、「適用除外→加入」等、健康保険等の加入状況に変更があった場合から 2 週間以内に提出していただくことになります。

なお、従業員数のみが変わった場合には、毎事業年度終了後 4 か月以内に提出していただくことになります。



## 6 解体工事業許可について

### Q 6 - 1

新設された解体工事業の許可で施工できるのはどのような工事ですか？

### A 6 - 1

解体工事業の許可で施工できるのは、大まかに言えば従来とび・土工工事業の許可で施工されていた解体工事です。

これには、家屋等を解体する工事が含まれます。

従来からそれぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事業の許可で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土工工事業や建築工事業の許可で施工することが可能でしたが、これらの取扱いに変更はありません。

たとえば巨大なビルを解体する工事は建築工事業許可で、信号機を解体する工事は電気工事業許可で行う、といったことは従前どおり可能です。

なお、とび・土工工事業許可で施工される足場や型枠等のみの解体は、「専門工事において建設される目的物」の解体と考えられるので、解体工事業許可の新設後もとび・土工工事業許可で施工することとなります(解体工事業許可では原則として施工できません)。

### Q 6 - 2

解体工事業の営業所技術者等となれる資格は何ですか？

### A 6 - 2

別紙2「営業所技術者等の有資格コード一覧表」をご確認ください。

### Q 6 - 3

実務経験で営業所技術者等になる場合、とび・土工工事業以外の許可で請け負った解体工事の経験を実務経験に含めることはできますか？

### A 6 - 3

一式工事及び各専門工事として請け負った解体工事については、当該業種の実務経験とみなし、解体工事の実務経験には含めません。

また、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は解体工事業登録で請け負ったものに限り認めます。

なお、登録業者での経験は、一式工事以外のこれまでとび・土工・コンクリート工事の範囲で行われていた解体工事が実務経験として認められます。

**Q 6 - 4**

A 3 - 9 のとおり、実務経験期間の重複は通常は認められませんが、解体工事に関する 10 年の実務経験でとび・土工工事業の営業所技術者等を務めている者が、10 年の実務経験でとび・土工工事業の営業所技術者等を務めている者が、10 年の実務経験で解体工事の営業所技術者等となる場合、とび・土工工事業の実務経験としている分とは別にもう 10 年分（合計 20 年分）の実務経験が必要なのでしょうか？

**A 6 - 4**

平成 28 年 5 月 31 日までのとび・土工工事業の実務経験は、平成 28 年 6 月 1 日以降もすべて（解体工事の経験も含めて）とび・土工工事業の実務経験として認められます。

そのうち解体工事に係る部分については、解体工事業の実務経験として認められます。

平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業の許可で施工した解体工事の経験は、例外的にとび・土工工事業と解体工事業両方の実務経験として重複して認めることができます。

例えば、平成 28 年 5 月 31 日までの間にとび・土工工事業の許可で 10 年間解体工事に携わっていた場合は、その 10 年間の経験をもって同時にとび・土工工事業と解体工事業の営業所技術者等となれます。

なお、平成 28 年 6 月 1 日以降の解体工事の経験は、とび・土工工事業の実務経験には含まれず、経験期間の重複も認められません。

**Q 6 - 5**

登録解体工事試験の合格者を営業所技術者等とする場合、資格の確認資料としてどのような書類を提出すればよいのでしょうか？

**A 6 - 5**

平成 28 年 8 月 1 日現在登録解体工事試験として登録されている、（公社）全国解体工事業団体連合会の実施する「解体工事施工技士試験」の場合、合格者には合格証明書が交付されるほか、申請により解体工事施工技士登録者名簿に登録された合格者には登録証と資格者証が交付されます。これらいずれかの写しを提出してください。

**Q 6 - 6**

登録解体工事講習の証明書等に有効期限はありますか？

**A 6 - 6**

講習の詳細及び証明書の取扱い等については、登録解体工事講習実施機関にご確認ください。

実施機関により具体的な取扱いが異なる場合があります。

**Q 6-7**

解体工事業の新設に伴い、解体工事業登録を受けずに解体工事を施工できる建設業許可の業種も変更されたのでしょうか？

**A 6-7**

建設リサイクル法が改正され、解体工事業の許可を受けている方は登録が不要となった代わりに、とび・土工工事業の許可を受けている方については登録が必要となりました(他に土木、建築及び解体工事業のいずれの許可も受けていない場合)。

## 7 建設業許可・経営事項審査の電子化について

### Q7-1

令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査を電子申請できると聞きました。これまで通り、紙での申請は可能ですか？

### A7-1

これまで通り、紙による申請も可能です。

### Q7-2

電子申請のメリットは、どのようなものがありますか？

### A7-2

以下のようなメリットがあります。

#### ①会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。

※変更届も対象です

#### ②データ連携により書類の取得・添付が不要

一部の技術者資格情報がデータ連携により添付が不要になります。

※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。

#### ③外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。

#### ④エラーチェック、自動計算

システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

### Q7-3

電子申請システムを利用する前に確認すべきことはありますか？

### A7-3

システムのご利用には、デジタル庁提供の認証サービスである「GビズID」による認証が必要です。

GビズIDには、gBizID プライム/メンバー/エントリーの3種類のアカウントがあり、そのうち、gBizID プライム/メンバーのみログインが可能となりますので、申請者（法人代表者もしくは個人事業主）は、gBizID プライムアカウントの取得が必須です。

従業員等は、gBizID プライムアカウントが作成する「gBizID メンバーアカウント」を利用することで申請等の作業が可能となります。

※gBizID メンバーはgBizID プライムの権限により作成され、gBizID プライムと従属関係となります。

※各プライムアカウントは、従属するgBizID メンバーアカウントを任意に作成し、従業員等に割り当てて申請を行わせることができます。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。

【参照：デジタル庁】

◆G Biz ID 概要

<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>

◆G Biz ID トップ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

#### Q 7-4

電子化の対象となる手続の範囲はどうなっていますか？

#### A 7-4

以下のとおりです。

○建設業許可関係

・許可申請

（新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新）

・変更等の届出

（事業者の基本情報、経營業務管理責任者、営業所技術者等、営業所の代表者等）

・廃業等の届出 ・決算報告

○経営事項審査関係

・経営事項審査申請

（経営規模等評価、総合評定値）

・再審査申請

（経営規模等評価、総合評定値）

#### Q 7-5

電子化により取得・届出が不要になる添付書類はどのようなものがありますか？

#### A 7-5

バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・一部の技術検定合格証明書

なお、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等についても以下のとおりバックヤード連携が開始されています。

・技術検定合格証明書（令和5年1月～）

・経営状況分析結果通知書（令和5年1月～）

・監理技術者資格者証（令和5年4月～）

・監理技術者受講修了証（令和5年4月～）

・建設業経理士登録証（令和5年4月～）

・建設業経理士CPD講習修了証（令和5年4月～）

**Q7-6**

申請方法を説明した解説動画はありませんか？

**A7-6**

国土交通省より以下の動画が作成されユーチューブで公開されていますのでご視聴ください。

- [1] 建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【基本編】  
<https://youtu.be/K9hfkcJ0uoc>
- [2] 建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【操作編】  
<https://youtu.be/oRipaKjtC7M>
- [3] 建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【代理申請編】  
[https://www.youtube.com/watch?v=HCJ5\\_FhqyR4](https://www.youtube.com/watch?v=HCJ5_FhqyR4)

**Q7-7**

電子申請の場合も、手数料は岐阜県証紙で納付するのでしょうか？

**A7-7**

電子申請の場合の手数料は「Pay-easy 支払い」による電子納付となり、「現金納付」や「県証紙での納付」はできません。

「Pay-easy 支払い」の利用に当たっては、事前に「Pay-easy」対応金融機関のインターネットバンキング利用契約が必要となります。

なお、電子納付の場合は、領収書は発行されません。

**Q7-8**

建設業許可電子閲覧システムはどのようにして利用するのでしょうか？

**A7-8**

国土交通省より以下のとおりマニュアルが作成されていますのでご確認ください。

- [1] JCIP 電子閲覧システム  
<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>
- [2] 国土交通省 JCIP 電子閲覧システム操作マニュアル掲載ページ  
ホーム>>政策・仕事>>土地・不動産・建設業>>建設産業・不動産業  
>>建設業許可・経営事項審査電子申請システム

## 8 建設業許可に係る事業承継・相続について

### Q 8 - 1

建設業法の改正により、建設業者の地位の承継ができるようになったと聞きました。どのような内容ですか？

### A 8 - 1

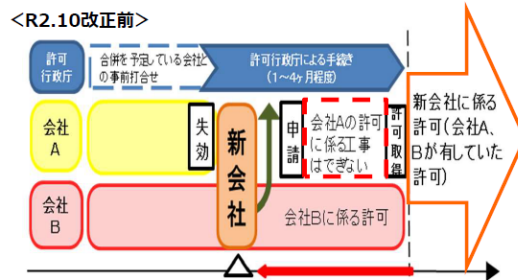
令和2年10月の建設業法の改正により、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能となりました。

## ○ 建設業者の地位の承継について（建設業法第17条の2・3）

### 【R 2. 10改正前】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



### 【R 2. 10改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



【参考・出典】国土交通省作成資料

## Q 8 - 2

承継のスキームについて教えてください。

## A 8 - 2

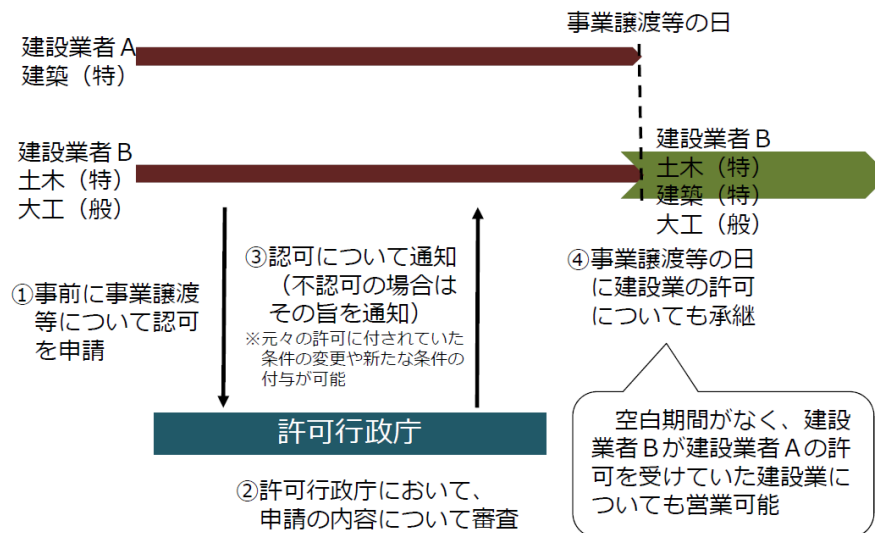
以下の手順により手続きを行うことで、空白期間がなく、建設業者Bが建設業者Aの許可を受けていた建設業についても営業可能となります。

- ①事前に事業譲渡等について許可行政庁へ認可を申請
- ②許可行政庁において、申請の内容について審査
- ③認可について通知（不認可の場合はその旨を通知）
- ④事業譲渡等の日に建設業の許可についても承継

### 承継のスキームについて

例：建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合

※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）



【参考・出典】国土交通省作成資料



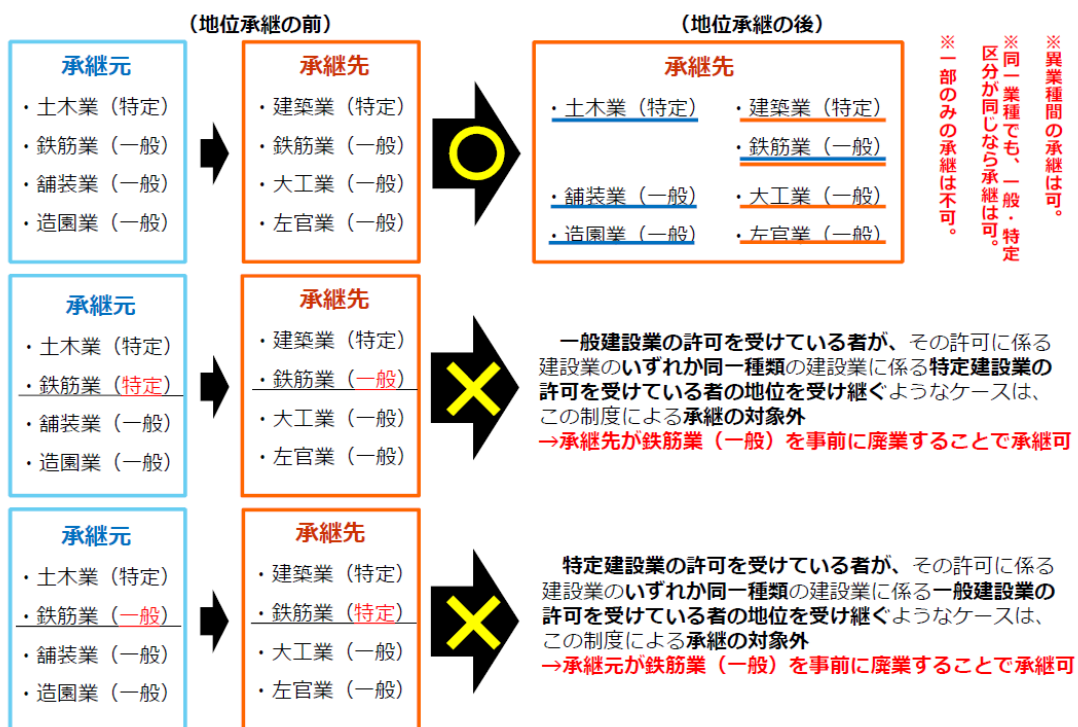
Q 8 - 3

承継規定の対象外となるケースについて教えてください。

A 8 - 3

- ① 一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外となります。  
 なお、この場合、承継先が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継が可能となります。
- ② 特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外となります。  
 なお、この場合、承継元が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継が可能となります。

承継規定の対象外とするケース（建設業法第17条の2各項共通）



【参考・出典】国土交通省作成資料

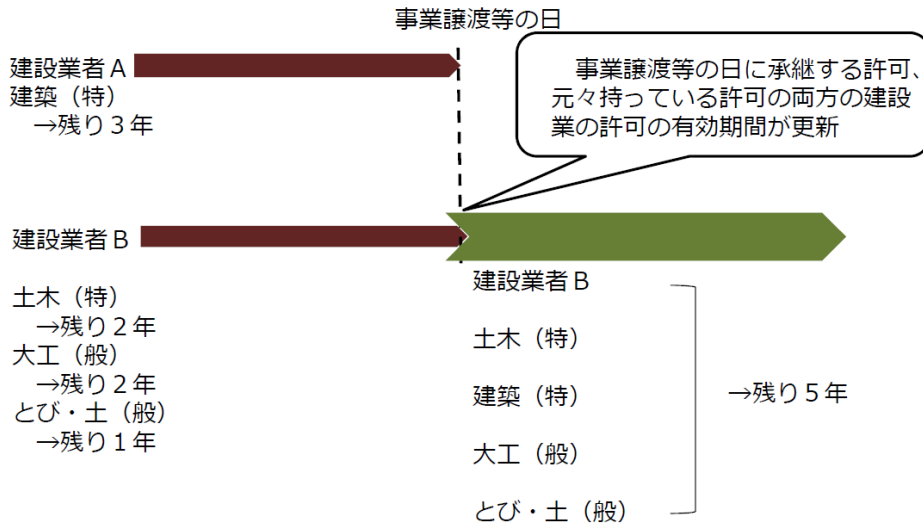
Q 8 - 4

事業承継の認可を受けた場合の許可期間について教えてください。

A 8 - 4

事業承継の認可により、事業譲渡等の日に承継する許可、元々持っている許可の両方の建設業の許可の有効期間が更新されます。

許可期間について



【参考・出典】国土交通省作成資料

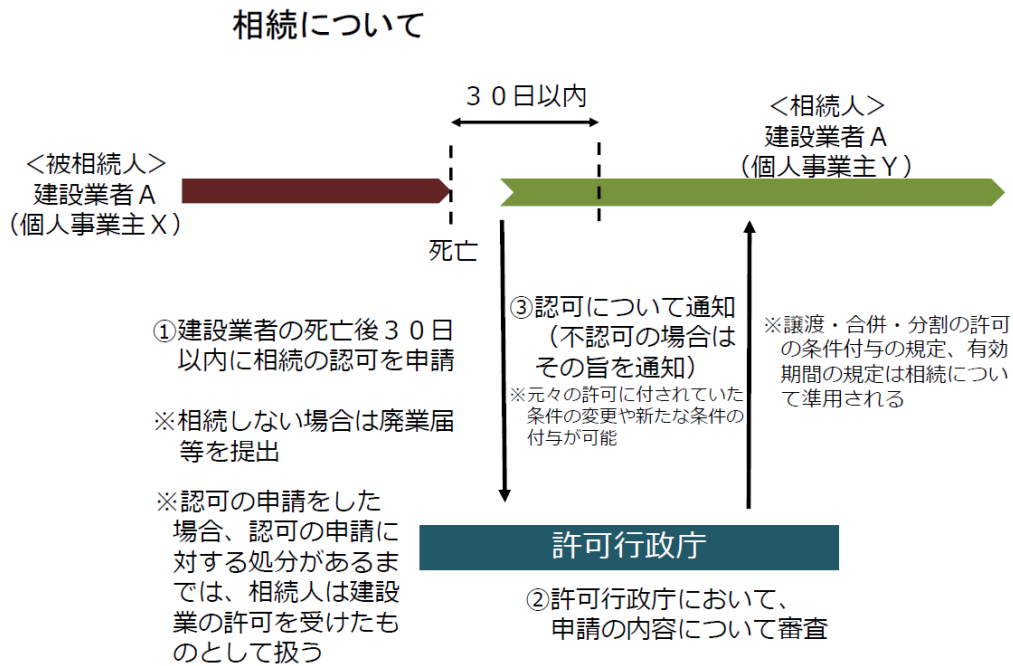
### Q 8-5

建設業許可の相続をする場合の手続きについて教えてください。

### A 8-5

以下の手順により手続きを行うことで、相続をすることが可能です。

- ①建設業者の死亡後 30 日以内に相続の認可を申請
- ②許可行政庁において、申請の内容について審査
- ③認可について通知（不認可の場合はその旨を通知）



【参考・出典】国土交通省作成資料

### Q 8-6

「許可に係る建設業の全部」とは、業種はもちろん、許可に係る建設業の資産（建機械等）、常勤役員等、営業所技術者等も含めて「全部」ですか？

それとも、業種のみを言いますか？（単に、承継する業種を取捨選択できないという意味）

### A 8-6

「許可に係る建設業の全部」とは、許可を受けている別表の下欄に掲げる建設業の全てをいう。【建設業許可事務ガイドラインについて（令和 4 年 12 月 28 日国不建第 463 号）】とあり、非承継人から承継人に「そのまま移行」させることを目的としているため、認可申請によって、許可に係る建設業の資産（建設機械等）、常勤役員等、営業所技術者等が変更となることは制度上想定しておりません。

しかしながら、建設工事を適正に施工し、発注者の保護に資するため、円滑な事業承継を進めていくことが本制度の趣旨であることから、許可に係る建設業の資産（建設機械等）、常勤役員等、営業所技術者等「一部」を承継する必要がないことを認めております。

(例) 個人事業主(親)から個人事業主(子)への譲渡及び譲受けにおいて、常勤役員等や営業所技術者等が変更となるケース  
なお、当然のことながら、承継先においても、許可要件を満たしていることが必要です。

**Q 8-7**

令和4年10月15日に承継の認可がある場合、承継の日は令和4年10月15日であり、許可の有効期間は、法第17条の2第7項の規定により、令和4年10月15日から令和9年10月15日までとなるのでしょうか？(更新時許可日が1日変更となる)と考えて良いですか？

**A 8-7**

承継日が令和4年10月15日の場合、許可有効期間の開始日は令和4年10月15日です。

法第17条の2第7項に規定されているのは、「許可の有効期間(の満了日)を計算するための起算点が承継日の翌日になる」ということですので、許可の有効期間の満了日は令和4年10月16日から起算して5年後の令和9年10月15日ということになります。

よって、許可の有効期間は、令和4年10月15日から令和9年10月15日となります。

**Q 8-8**

法人成により許可を承継する場合、根拠規定は法第17条の2第1項か同条第3項かどちらですか？

また、法第17条の2第1項(譲渡・譲受)とした場合、引継法人が設立されていない時点で認可申請を行うことは可能でしょうか？

**A 8-8**

法第17条の2第1項(譲渡・譲受)によるものと考えます。

また、許可を承継する法人が設立されていない状態では、認可申請の主体も不確定となることから、申請を行うこと自体不可能であると考えます。

**Q 8-9**

【事業承継の認可申請における財産的基礎の要件について】

被承継人が認可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合、承継人は、承継日に被承継人の建設業としての地位を承継することから、承継人は被承継人の過去5年間の実績も引き継ぐこととなるため、法第7条第4号の基準に適合するものとして取り扱ってよいのでしょうか？

**A 8-9**

一般建設業許可であれば問題ありません。

**Q 8-10**

譲渡について個人が法人化する法人成ではなく、個人が全く関係のない第3者の法人に事業承継することは可能でしょうか？

**A 8-10**

可能です。

**Q 8-11**

被相続人の許可が死亡後30日以内に切れる場合において、相続の認可申請を被相続人の許可が切れた後（死亡日から30日以内）に申請した場合は有効な申請となるのでしょうか？

**A 8-11**

被相続人の許可を承継するという性質上、当該許可の有効期間内に、法第17条の3の規定に基づき承継の認可申請を提出するか、法第12条の規定に基づき廃業届を提出するかを選択する必要があります。

したがって、当該許可が失効したのちに行った相続の認可申請は無効なものとして取り扱われます。

相続の認可申請を行わないまま許可満了日を迎えた場合には、当該許可は失効します。

**Q 8-12**

法人成（個人事業主⇒法人）による譲渡に係る許可申請について、法人の設立前に認可申請をすることは可能でしょうか？

**A 8-12**

許可を承継する法人が設立されていない状態では、認可申請の主体も不確定となることから、申請を行うこと自体不可能であると考えます。

**Q 8-13**

建設業承継の認可手続きについて、資本金要件（特定建設業許可）について確認です。

申請日時点では、「資本金」に関する基準は満たさないが、承継効力発生日には増資を行う旨の契約書が締結済みであり、かつ株主総会において、増資する旨の決議がある場合、当該基準を満たしているものとして良いでしょうか？

**A 8-13**

申請時点において要件を満たしていなかったとしても、合併契約書等で効力発生日に要件を満たすことが明らかである場合などについては、認可することが可能であると考えます。

**Q 8-14**

新設合併、新設分割の場合は認可申請時に財務諸表を提出しないこととなっておりますが、財産的要件はどのタイミングで確認するのですか？

また、同じく、役員等の常勤性を確認する健康保険被保険者証の写しはどのタイミングで確認しますか？

**A 8-14**

財産的要件に関しては、認可の際に「事業譲渡等の日以降に創業時における財務諸表において確認する」旨の条件を付し、事後に確認します。

常勤性等を確認する書類に関しても、認可の際に「事業譲渡等の日以降に要件を確認できる書類の提出を求める」旨の条件を付し、事後に確認します。

**Q 8-15**

承継の場合、手数料はいくら納付すれば良いですか？

**A 8-15**

手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により徴収しているところですが、今般の認可申請について手数料を徴収する規定が当該政令上ないため、承継に関する申請手数料は徴収しておりません。

**Q 8-16**

譲渡人の持っている許可業種の内、事業承継したくない業種を廃業し、残りの業種を事業承継を受けることは認められますか？

それとも、譲渡人の既存の業種を全て事業承継できない場合は、譲受人は新規許可等の申請をする必要がありますか？

**A 8-16**

事業承継したくない業種の建設業を廃業したうえで、残った業種の建設業のみ事業承継することも認められます。

**Q 8-17**

許可年月日は承継等の効力発生日になると思いますが、被承継人については廃業等の届出は提出する必要がありますか？

**A 8-17**

許可年月日は承継等の効力発生日になります。

被承継人については、廃業届は不要です。